

病虫害発生速報

令和7年5月15日
第3号

対象作物：おうとう

発信元 山形県病虫害防除所
TEL 023-644-4241(内陸)
0235-78-3115(庄内)

題名：灰星病の幼果腐れが広く確認されています！ 発病果の摘み取りと防除の徹底を！

1. 発生概況及び今後の予報

- (1) 灰星病の幼果腐れの初確認日は5月9日（平年：5月21日）と早い。
- (2) 5月14日の特別巡回調査では、灰星病による幼果腐れが15地点中3地点（確認地点率：20.0%、前年：0%、平年：5.5%）で確認された。
- (3) 開花期からこれまでの降雨日数は平年よりやや多く推移しており、灰星病の多発が懸念される。
- (4) 向こう1か月の天候は、気温が高く、降水量は多いと予報されている。

2. 防除対策

- (1) 雨よけビニール被覆作業においては、天候予報を確認しながら遅れないよう適期に作業を実施する。なお、作業の際は安全対策に留意する。
- (2) 幼果腐れは熟果への伝染源となるので、園内をよく見回り、早期発見に努める。
- (3) 幼果腐れの発生が見られる園では、発病果は見つけ次第摘み取り、適切に処分し、直ちに薬剤散布を実施する。
- (4) 幼果腐れの発生が見られない園でも、薬剤散布に当たっては10日を目安に散布間隔があかないよう注意し、果実に十分付着するようていねいに散布する。
- (5) 薬剤散布予定日に降雨が予想されるときは、計画を前倒しして降雨前に散布する。
なお、薬剤散布を前倒しした場合は、特に散布間隔に注意し追加防除を実施する。
- (6) 薬剤によって果実が汚れることがあるため、薬剤の選定や使用時期に注意する。なお、収穫前日数と使用回数は品種毎に遵守する。



写真1 幼果腐れ①

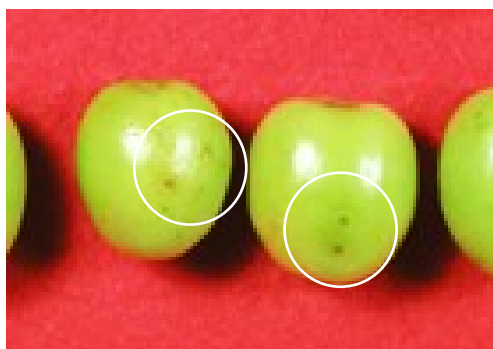


写真3 褐点型初期病斑



写真2 幼果腐れ②

農薬の使用に当たっては、農薬使用基準（適用作物、収穫前使用日数、使用回数等）を遵守するとともに、隣接地や周辺作物へ飛散しないよう十分留意し、農薬の使用後は防除日誌の記帳を行う。